

Readers Leaders
リーダーズ式
2018

択一式☆解法ナビゲーション講座

サンプルレジュメ



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【択一式☆解法ナビゲーション講座 サンプル】

5	無権代理	1
9	不動産物権変動と登記②	9

無権代理

STEP 1 基準問題 【行政書士試験（平成20年）】

問1

Aの子Bが、Aに無断でAの代理人としてA所有の土地をCに売却する契約を結んだ。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 CはAが追認した後であっても、この売買契約を取り消すことができる。
- 2 Bが未成年者である場合、Aがこの売買契約の追認を拒絶したならば、CはBに対して履行の請求をすることはできるが、損害賠償の請求をすることはできない。
- 3 Aがこの売買契約の追認を拒絶した後に死亡した場合、BがAを単独相続したとしても無権代理行為は有効にはならない。
- 4 Aが追認または追認拒絶をしないまま死亡してBがAを相続した場合、共同相続人の有無にかかわらず、この売買契約は当然に有効となる。
- 5 Cが相当の期間を定めてこの売買契約を追認するかどうかをAに対して回答するよう催告したが、Aからは期間中に回答がなかった場合、Aは追認を拒絶したものと推定される。

1 妥当でない

代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる(115条本文)。したがって、CはAが追認した後であれば、当該売買契約を取り消すことはできない。

2 妥当でない

他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う(117条1項)。ただし、他人の代理人として契約をした者が、行為能力を有しなかつたときは、適用しない(同条2項)。

3 妥当である

判例は、本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではないとする(最判平10.7.17)。

4 妥当でない

判例は、本人が持っていた無権代理行為の追認権は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属することとなるため、共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、無権代理行為が有効となるものではないとする(最判平5.1.21)。

5 妥当でない

無権代理人がした契約について、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる(114条前段)。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる(同条後段)。したがって、本問では、Aは追認を拒絶したものと推定されるとしている点が妥当ではない。

以上により、妥当なものは肢3であるから、正解は3となる。

STEP 2 前提知識

—図表— 無権代理

本人が採りうる手段	相手方が採りうる手段
<p>(1) 追認 本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する（113条1項）。 追認は、別段の意思表示がない場合、契約の時に遡ってその効力を生じる（116条本文）。ただし、第三者の権利を害することはできない（116条ただし書）。 なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もっとも、相手方が追認のあったことを知ったときは、対抗することができる（113条2項）。</p> <p>(2) 追認拒絶 本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。</p>	<p>(1) 催告権 相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。本人が確答しない場合には、追認を拒絶したものとみなされる（114条）。</p> <p>(2) 取消権 善意の相手方は、本人が追認しない間、無権代理行為を取り消すことができる（115条）。</p> <p>(3) 表見代理の主張</p> <p>(4) 無権代理人への責任追及</p> <p>ア 要件</p> <ol style="list-style-type: none">① 代理人が自己の代理権を証明することができないこと② 本人の追認がないこと③ 相手方が取消権を行使していないこと④ 代理権を有しないことにつき悪意・有過失でないこと⑤ 無権代理人が行為能力を有すること <p>イ 効果 相手方の選択により、履行または損害賠償の責任を負う（117条1項）。</p>

—判例— 表見代理と無権代理

判例 1	<p>無権代理人の責任をもって表見代理が成立しない場合における補充的な責任、すなわち、表見代理によっては保護を受けることのできない相手方を救済するための制度であると解すべき根拠はなく、右両者は、互いに独立した制度であると解するのが相当である。</p> <p>したがって、無権代理人の責任の要件と表見代理の要件がともに存在する場合においても、表見代理の主張をすると否とは相手方の自由であると解すべきであるから、相手方は、表見代理の主張をしないで、直ちに無権代理人に対し同法117条の責任を問うことができるものと解する。</p> <p>そして、表見代理は本来相手方保護のための制度であるから、無権代理人が表見代理の成立要件を主張立証して自己の責任を免れることは、制度本来の趣旨に反するというべきであり、したがって、右の場合、無権代理人は、表見代理が成立することを抗弁として主張することはできないものと解する（最判昭62.7.7）。</p>
------	---

—図表— 無権代理と相続

	単独相続の場合		共同相続の場合	無権代理人と本人の双方を相続した場合
	無権代理人が本人を相続した場合	本人が無権代理人を相続した場合		
事 例	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、本人 A が追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人 B が A を相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、無権代理人 B が死亡して、本人 A が相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、本人 A が追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人 B と他の相続人 D が A を共同相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。本人 A に子 D もいた場合、まず無権代理人 B が死亡した後に本人 A が死亡した。
判 例	無権代理行為は当然に有効となる。 判例は、相続により、無権代理人の資格と本人の資格が同一人に帰したことになるため、本人 A が自ら法律行為をしたのと同様な法律上の地位を生じたものとする(最判昭40.6.18)。 なお、判例は、本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではないとする(最判平10.7.17)。	判例は、相続人である本人 A の追認拒絶権は認められるべきであるから、被相続人の無権代理行為は本人の相続により当然有効なものではないとした(最判昭37.4.20)。 もっとも、本人 A は無権代理人たる地位を相続することになるので、無権代理人の責任(117条)を負うことになる(最判昭48.7.3)。	D が追認しないかぎり、無権代理行為は有効とならない。判例は、本人 A が持っていた無権代理行為の追認権は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属することとなるため、共同相続人全員が共同してこれを行わない限り、無権代理行為が有効となるものではないとする(最判平5.1.21)。	判例は、D は無権代理人の地位を包括的に承継しているため、追認拒絶できないとした(最判昭63.3.1)。

STEP 3 肢別ドリル

05-01 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にBがAに対して追認をした場合において、追認の事実をCが知らないときは、これをCに対抗することができない。 ☛ ○ (民法113条2項)
05-02 司法試験 平成23年	Q 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認した場合でも、相手方は、その事実を知らなければ取消権を行使することができる。 ☛ ○ (民法113条2項)
05-03 司法試験 平成23年	Q 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告することができ、本人がその期間内に確答をしないときは、追認したものとみなされる。 ☛ × (民法114条)
05-04 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にCがBに対し相当の期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、Bは、本件売買契約に基づく責任を負う。 ☛ × (民法114条)
05-05 司法書士試験 平成14年	Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。 ☛ ○ (民法115条ただし書)
05-06 司法書士試験 平成14年	Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、Bに対し、本件売買契約を取り消すとの意思表示をした。この場合、Cは、Aに対し、無権代理人としての責任を追及して本件売買契約の履行を求めることができる。 ☛ × (民法117条)

<p>05-07 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にAがBから甲土地の譲渡を受けた場合においても、Cは、その選択に従い、Aに対し、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。</p> <p>☛ ○（民法117条1項、最判昭41.4.26）</p>
<p>05-08 司法試験 平成23年</p>	<p>Q 無権代理行為の相手方は、表見代理の主張をしないで、無権代理人に対し履行又は損害賠償の請求をすることができるが、これに対し無権代理人は、表見代理の成立を主張してその責任を免れることができる。</p> <p>☛ ×（最判昭62.7.7）</p>
<p>05-09 司法書士試験 平成14年</p>	<p>Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。CがAに対し、無権代理人としての責任を追及した。この場合、Aは、自己の代理行為につき表見代理が成立することを主張して無権代理人としての責任を免れることができる。</p> <p>☛ ×（最判昭62.7.7）</p>
<p>05-10 司法書士試験 平成13年</p>	<p>Q Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。その後、Bが死亡し、AがBを単独で相続した場合、Cは、Aに対し、貸金の返還を請求することができる。（なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。）</p> <p>☛ ○（最判昭40.6.18）</p>
<p>05-11 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で同人の代理人と称してCに売却した。Aが死亡してBが単独相続した場合、Bは本人の資格に基づいて本件売買契約につき追認を拒絶することができない。</p> <p>☛ ○（最判昭40.6.18）</p>
<p>05-12 司法書士試験 平成13年</p>	<p>Q Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。その後、Aが死亡し、BがAを単独で相続した場合、Cは、Bに対し、貸金の返還を請求することができる。（なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。）</p> <p>☛ ×（最判昭37.4.20）</p>

<p>05-13 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で同人の代理人と称してCに売却した。Bが死亡してAが相続した場合、Aは本人の資格において本件売買契約の追認を拒絶することができるが、無権代理人の責任を免れることはできない。</p> <p>☛ ○ (最判昭48.7.3)</p>
<p>05-14 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 無権代理人を相続した本人は、無権代理行為について追認を拒絶することができる地位にあったことを理由として、無権代理人の責任を免れることができない。</p> <p>☛ ○ (最判昭48.7.3)</p>
<p>05-15 司法書士試験 平成13年</p>	<p>Q Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為の追認を拒絶しているとしても、Cは、Aに対し、Aの相続分の限度で貸金の返還を請求することができる。(なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。)</p> <p>☛ × (最判平5.1.21)</p>
<p>05-16 司法書士試験 平成13年</p>	<p>Q Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為を追認したときは、Cは、A及びDに対し、貸金の返還を請求することができる。(なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。)</p> <p>☛ ○ (最判平5.1.21)</p>
<p>05-17 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で同人の代理人と称してCに売却した。Aが死亡してBがAの妻Dと共に共同相続した場合、Dの追認がなければ本件売買契約は有効とならず、Bの相続分に相当する部分においても当然に有効となるものではない。</p> <p>☛ ○ (最判平5.1.21)</p>
<p>05-18 司法試験 平成23年</p>	<p>Q 無権代理人が本人を代理して第三者の貸金債務につき本人名義で連帯保証契約を締結した後、本人が追認も追認拒絶もしないまま死亡し、無権代理人が他の者と共に本人を相続した場合、他の共同相続人全員の追認がなくても、無権代理人が本人から相続により承継した部分について、無権代理行為は有効となる。</p> <p>☛ × (最判平5.1.21)</p>

<p>05-19 司法書士試験 平成13年</p>	<p>Q Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。Bが無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、AがBを単独で相続した場合、Cは、Aに対し、貸金の返還を請求することができる。(なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。)</p> <p>☛ × (最判平10.7.17)</p>
<p>05-20 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で同人の代理人と称してCに売却した。Aが本件売買契約につき追認を拒絶した後に死亡してBが単独相続した場合、Bは本件売買契約の追認を拒絶することができないため、本件売買契約は有効となる。</p> <p>☛ × (最判平10.7.17)</p>
<p>05-21 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にBが追認を拒絶した場合には、その後にAがBを単独で相続したとしても、本件売買契約は有効にならない。</p> <p>☛ ○ (最判平10.7.17)</p>
<p>05-22 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で同人の代理人と称してCに売却した。Bが死亡してAの妻DがAと共に共同相続した後、Aも死亡してDが相続するに至った場合、Dは本人の資格で無権代理行為の追認を拒絶する余地はない。</p> <p>☛ ○ (最判昭63.3.1)</p>
<p>05-23 司法試験 平成18年</p>	<p>Q 無権代理人の地位を相続した後に本人の地位をも相続した第三者は、無権代理行為の追認を拒絶することができる。</p> <p>☛ × (最判昭63.3.1)</p>

不動産物権変動と登記②

STEP 1 基準問題 【予備試験（平成25年）】

問1

被相続人Aに係る相続と登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 法定相続人としてBCがいる場合において、Bが相続放棄した後に、Bの債権者Dが、相続財産である未登記建物につきBも共同相続したもとして代位による所有権保存登記をした上、その建物のBの持分について差押えをしたときは、Cは、Dに対し、登記をしなくても相続による当該建物の取得を対抗することができる。
- イ Aが、子BCのうち、Bに対してはA所有の不動産を贈与し、Cに対してはこれを遺贈する旨の遺言をし、その後に相続が開始した場合、Bは、Cに対し、登記をしなければ贈与による所有権の取得を対抗することができない。
- ウ Aが、その所有する不動産を相続人Bに相続させる旨の遺言をし、相続が開始した後に、他の相続人Cの債権者Dが、その不動産につき代位による共同相続登記をして持分を差し押さえた場合、Bは、Dに対し、登記をしなくても上記遺言による所有権の取得を対抗することができる。
- エ AからBCが共同相続した不動産について、Cが単独で相続した旨の不実の登記をし、Dに売却して所有権移転登記をした場合、Bは、Dに対し、登記をしなければ自己の持分の取得を対抗することができない。
- オ AからBCが共同相続した不動産について、遺産分割の協議により所有権を取得した相続人Bは、遺産分割後にCの法定相続分に応じた上記不動産の持分をCから買い受けたDに対し、登記をしなくても法定相続分を超える所有権の取得を対抗することができる。

- 1 アイ
- 2 アエ
- 3 イウ
- 4 ウオ
- 5 エオ

ア 正しい

判例は、相続人は、相続の放棄をした場合には相続開始時に遡って相続開始がなかったと同じ地位に立ち、何人に対してもその効力を生ずべきものであって、相続の放棄をした相続人の債権者が、相続の放棄後に、相続財産たる未登記の不動産について、右相続人も共同相続したものとして、代位による所有権保存登記をしたうえ、持分に対する仮差押登記を経由しても、その仮差押登記は無効であるとしている(最判昭42.1.20)。

イ 正しい

判例は、被相続人が、生前、その所有にかかる不動産を推定相続人の一人に贈与したが、その登記未了の間に、他の推定相続人に右不動産の特定遺贈をし、その後相続の開始があった場合、右贈与および遺贈による物権変動の優劣は、対抗要件たる登記の具備の有無をもって決するとしている(最判昭46.11.16)。

ウ 正しい

判例は、「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なることなく、法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができることと解した上で、相続人は、本件遺言によって取得した共有持分権を、登記なくして、他の相続人の債権者に対抗することができるとしている(最判平14.6.10)。

エ 誤り

判例は、相続財産に属する不動産につき単独で所有権移転の登記をした共同相続人から単独で所有権移転の登記をうけた第三取得者に対し、他の共同相続人は自己の持分を登記なくして対抗しようとしている(最判昭38.2.22)。

オ 誤り

判例は、遺産分割後に第三者が登場した場合、相続人と遺産分割後の第三者との関係は対抗関係になると解して、先に登記を備えた方が優先するとしている(最判昭46.1.26)。

以上により、誤っているものはエ・オであるから、正解は5となる。

STEP 2 前提知識

—図表— 相続と登記

	共同相続と登記	遺産分割と登記		相続放棄と登記
		遺産分割前	遺産分割後	
CASE	Aが死亡し、BとCが共同相続したところ、Bが勝手に相続財産の土地につき単独相続の登記をし、この土地をDに譲り渡してしまった。	Aが死亡し、BとCが共同相続した場合、遺産分割協議をする前にBが自己の持分をDに売却した。その後、遺産分割協議により、当該土地がCの単独相続となった。	Aが死亡し、BとCが共同相続した後、遺産分割協議により、当該土地が、Cの単独所有となった。しかし、Bは、Cに登記を移す前に、Dに自己の持分を売却した。	Aが死亡してBCが共同相続した後、Bが相続を放棄したが、その登記をする前にBの債権者DがBの持分を差し押さえた。
結論	Cは、登記なくしてDに対し、自己の持分を主張することができる（最判昭38.2.22）。	Cは、登記なくして、他人（B）の持分を主張することができない。	DとCは対抗関係となり、Cは登記を経ないと、自己の所有権を、Dに対抗できない（最判昭46.1.26）。	CはDに対し、登記なくして所有権を主張できる（最判昭42.1.20）。
理由	Bの登記はCの持分については無権利者であり、登記に公信力がない以上保護されるわけではないからである。	民法909条但書は、遡及効を制限することにより、遺産分割前の第三者を保護しているからである。	第三者との関係においては、遺産分割時に新たな権利変動が生じたのと実質的に同視でき、Bを起点とする二重譲渡と構成しうるから、DとCは対抗関係となる。	相続放棄には遡及効があるため（939条）、これにより、Bははじめから相続人ではなかったこととなり、Dの差押えは無意味となるからである。

—判例— 相続と登記

判例1	「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なることなく、法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる、相続人は、遺言によって取得した共有持分権を、登記なくして、他の相続人の債権者に対抗することができる（最判平14.6.10）。
判例2	民法177条が広く物権の得喪変更について登記をもって対抗要件としているところから見れば、遺贈をもってその例外とする理由はないから、遺贈の場合においても不動産の二重譲渡等における場合と同様、登記をもって物権変動の対抗要件とするものと解すべきである（最判昭39.3.6）。
判例3	被相続人が、生前、不動産をある相続人に贈与するとともに、他の相続人にもこれを遺贈したのち、相続の開始があった場合、右贈与および遺贈による物権変動の優劣は、対抗要件たる登記の具備の有無をもって決すると解するのが相当である（最判昭46.11.16）。

STEP 3 肢別ドリル

09-01
司法書士試験
平成14年

Q A及びBが共同相続した土地につき、Bが勝手に単独で相続した旨の登記をし、さらに第三者CがBから所有権移転登記を受けた。この場合、Aは、Cに対し、自己の持分を登記なくして対抗することができる。
☛ ○ (最判昭38.2.22)

09-02
司法試験
平成19年

Q 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXは、Bが甲を単独相続した旨の登記をした上でYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、Yに対し、この所有権移転登記の全部抹消を求めることができる。
☛ × (最判昭38.2.22)

09-03
司法書士試験
平成17年

Q 甲土地の所有者Aが死亡し、その共同相続人であるB及びCは、遺産分割協議により甲土地をBが単独で相続することとしたが、登記名義はAのままであった。その後、遺産分割協議の存在を知らないCの債権者Dは、Cに代位して甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記をした上で、Cの持分(法定相続分)について差押えの登記をした。この場合、Bは、Dに対し、Cの法定相続分に相当する甲土地の持分の取得を対抗することができる。
☛ × (最判昭46.1.26)

09-04
司法試験
平成19年

Q 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXが、遺産分割によって甲の所有権全部を取得したとしても、Bの債権者YがBに代位して甲につきB及びXの共同相続登記をした上でBの持分を差し押さえた場合、Xは、自己の権利の取得をYに対抗することができない。
☛ ○ (最判昭46.1.26)

09-05
司法書士試験
平成17年

Q 甲土地の所有者Aが死亡し、その共同相続人であるB及びCのうちCが相続を放棄した。この事実を知らないCの債権者Dは、Cに代位して甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記をした上で、Cの持分(法定相続分)について差押えの登記をした。この場合、Bは、Dに対し、Cの法定相続分に相当する甲土地の持分の取得を対抗することができる。
☛ ○ (最判昭42.1.20)

09-06
司法試験
平成21年

Q Aは被相続人Bの相続について相続放棄をしたが、相続財産である未登記の甲不動産について、Aの債権者Cが代位によって法定相続分に従って所有権保存登記をした上、Aの持分に対する仮差押えをし、その旨の登記がされた。この場合、Aによる相続放棄は、Cに対して効力を生じない。
☛ × (最判昭42.1.20)

<p>09-07 司法試験 平成28年</p>	<p>Q 甲土地を所有するAには、その妻Bとの間に子C及びDがいるが、Aが死亡してCが相続放棄をした後に、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の4分の1の持分をEに売却し、CからEへの持分移転登記を経由した場合、Eは、B及びDに対し、甲土地について4分の1の持分の取得を主張することができる。</p> <p>☛ × (最判昭42.1.20)</p>
<p>09-08 司法試験 平成19年</p>	<p>Q 「甲不動産はXに相続させる」旨の被相続人Aの遺言により、Aの死亡時にXが所有権を取得した甲につき、共同相続人Bの債権者YがBに代位してB及びXの法定相続分により共同相続登記をした上でBの持分を差し押さえた場合、Xは、甲の所有権取得をYに対抗することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平14.6.10)</p>
<p>09-09 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q Aは、その所有する甲土地をBに相続させる旨の遺言をした。Aが死亡した後(Aが死亡した当時、Aには、亡妻との間の子であるB及びCがいたが、他に親族はいなかったものとする。)Cの債権者であるDは、甲土地につきB及びCが各2分の1の持分を有する旨の相続登記をした上でCの持分を差し押さえた。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。</p> <p>☛ × (最判平14.6.10)</p>
<p>09-10 行政書士試験 平成17年</p>	<p>Q Aの所有する甲土地につきAがBに対して遺贈する旨の遺言をして死亡した後、Aの唯一の相続人Cの債権者DがCを代位してC名義の所有権取得登記を行い、甲土地を差し押さえた場合に、Bは、Dに対して登記をしていなくても遺贈による所有権の取得を対抗できる。</p> <p>☛ × (最判昭39.3.6)</p>
<p>09-11 司法試験 平成19年</p>	<p>Q 被相続人Aから遺贈によって甲不動産の所有権を取得したXは、Aの唯一の相続人Bが甲をYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、遺贈があった事実を知らず所有権取得登記を備える機会がなかったとしても、Yに対し、甲の所有権取得を対抗することができない。</p> <p>☛ ○ (最判昭39.3.6)</p>
<p>09-12 司法試験 平成20年</p>	<p>Q Aが、その所有する甲土地をFに遺贈する旨の遺言をして死亡した場合において、Aの唯一の相続人である配偶者から甲土地を贈与されたGに対し、Fは、所有権移転登記をしなくても、甲土地の所有権取得を対抗することができる。</p> <p>☛ × (最判昭39.3.6)</p>

09-13 司法書士試験 平成25年	Q Aは、生前に、甲土地をBに贈与し、その旨の所有権の移転の登記をしないまま、甲土地をCに遺贈した。この場合において、Cは、甲土地について遺贈を原因とする所有権の移転の登記をしたとしても、Bに対し、甲土地を所有している旨を主張することができない。 ☛ × (最判昭46.11.16)
09-14 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bに対してA所有の甲土地を贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、Cに対して甲土地を遺贈する旨の遺言をし、その後に死亡した。この場合に、Bは、Cに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。 ☛ ○ (最判昭46.11.16)

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F

TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F

TEL092-726-5040 (代表)